

(平成22年5月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から5年3月まで

オンライン記録によると、私が学生であった期間のうち20歳に達した平成4年*月から5年3月までの間の国民年金保険料が未納とされているが、5年4月に申請免除を受けるまで、母が保険料を集金人に納付していたはずなので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が20歳に達した直後の平成5年1月12日に払い出されていることが確認できる上、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母親は、「息子の国民年金保険料は免除期間を除きすべて納付した。」と供述している。

また、オンライン記録によると、当時A学部学生であった申立人の兄については、申立期間を含む平成3年4月から5年3月までの間、保険料納付記録が確認できることから、申立人の母親は、申立人の申立期間における保険料について、兄と一緒に納付していたと考えても不自然さは無い。

さらに、申立期間は4か月と短期間であることに加え、申立人の母親は、昭和48年6月に国民年金に任意加入した後、60歳到達まで国民年金保険料の未納期間は無く、第3号被保険者から第1号被保険者への切替えも滞りなく行っており、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成5年12月2日であると認められることから、申立期間のうち、同年1月31日から同年12月2日までの期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成5年1月から同年9月までの標準報酬月額については18万円、同年10月及び同年11月の標準報酬月額については19万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月31日から6年3月1日まで

私は、A社に、平成2年4月1日から6年2月末日まで勤務していたが、社会保険事務所(当時)の記録によると、5年1月30日に退職したとされている。同年1月31日から6年3月1日までの期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成5年1月31日となっているが、当該喪失処理は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年12月2日より後の同年12月9日に行われており、申立人以外の14人の同社における厚生年金保険の資格喪失日も、同年12月9日に、当初の資格喪失日を同年1月31日にさかのぼって訂正されていたことが確認できる。

また、雇用保険被保険者記録から、申立人は平成5年12月1日まで勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年1月31日に厚生年金保険の資格喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険被保険者記録における離職日の翌日である同年12月2日に訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、オンライン記録から、平成5年1月から同年9月までは18万円、同年10月及び同年11月については19万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成5年12月2日から6年3月1日までの期間につ

いては、申立人に係る雇用保険受給資格者証により、申立人が5年12月1日に離職し、同年12月21日から6年2月28日まで基本手当を受給していることが確認できる。

また、オンライン記録において、さかのぼって資格喪失日訂正がなされ、その後、資格喪失日を平成5年12月2日として訂正処理されていることが確認できる同僚は、「申立人は、私と同時期に退職したと思う。」と文書回答している。

このほか、申立人の当該期間に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

和歌山国民年金 事案 576 (事案 508 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から53年1月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から53年1月まで

前回の申立書には記載していなかったが、私は身体が弱くて、入退院を繰り返しており、中学校の卒業式も入院中で参加できなかった。

両親は、体が弱かった私のために、20歳から、定額の国民年金保険料だけでなく、付加保険料も納付していたはずなので、申立期間が国民年金付加保険料の納付済期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 特殊台帳によると付加保険料の納付開始は昭和53年2月からと記録されている上、A市町村役場が保管する被保険者名簿において付加保険料の納付資格の取得日は同年2月1日と記録されていること、ii) A市町村では、定額保険料と付加保険料の合計額を一つの納付書で納付する仕組みであったと回答しているところ、定額保険料と付加保険料を一緒に納付していながら、7年の長期にわたり定額保険料については納付済みとなり、付加保険料については未納となることは考え難いこと、iii) 申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、当該手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の母は既に亡くなっているため、申立人の国民年金への加入状況及び保険料の納付状況は明らかでないこと等から、既に当委員会の年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの決定に基づき平成22年1月14日付け年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たな資料等を提出しておらず、「私は身体が弱くて、入退院を繰り返しており、両親は、体が弱かった私に、20歳から国民年金保険料だけでなく、付加保険料も納付してくれていた。」と主張するのみであり、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月から63年3月まで

申立期間当時、個人経営の事業所に勤務していたが、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、事業所が厚生年金保険に加入するまでの間は、国民年金に加入し、国民年金保険料を国民健康保険料と一緒に集金人に支払っていた。

30年も前のことなので、何時、いくら払ったかというようなことは覚えていないが、申立期間の国民年金保険料を納付していたのは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年6月1日に払い出されており、その時点で、申立期間の大半は時効により国民年金保険料が納付できない期間に該当する。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から48年12月まで

昭和44年11月ごろ、A事業所の調理師に勧められて国民年金に加入した。加入方法を尋ねたところ、「B市町村役場の国民年金担当窓口へ行けばよい。印鑑を忘れないように。」とのアドバイスを受け、同市町村役場で加入手続をした。

申立期間の国民年金保険料は、毎月、C事業所へ行く途中に同市町村役場へ寄って支払っていたので、国民年金記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所(当時)及びB市町村役場の記録によると、申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出された事跡が確認できず、申立人は国民年金の未加入者であることから、申立期間は、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、国民年金保険料の納付金額及び納付方法についての記憶が明確でなく、「自分の国民年金手帳は見たことがない。納付していたのは、国民健康保険料であったかも知れない。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から47年12月まで

昭和45年9月に会社を退職したが、父親の被扶養者になれなかったため、市役所で国民健康保険の加入手続を行った。その際、何枚かの複写式の申請書を渡され、国民健康保険と国民年金は一对の制度であるので年金係に回るよう指示されたため、国民年金課において国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料については、母親の知人で市町村から委託を受けた集金人に母親が納付してくれていたはずなので、申立期間に係る国民年金の記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年9月にA市町村役場において国民年金の加入手続をしたと主張しているが、同市町村及び社会保険事務所（当時）の記録によると、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できないことから、申立期間は国民年金の未加入期間に該当し、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、A市町村では、「国民年金未加入者に対し、加入勧奨は行うが、納付書を送付したり、集金人が保険料を徴収したりすることはあり得ない。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、納付したとされる申立人の母親については、健康上の理由から申立期間当時の状況について供述を得ることができず、当時の納付状況は不明である。

加えて、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 11 月

平成4年6月から9月ごろ、A市町村役場から電話があり、「会社を辞めて次の会社で厚生年金保険に加入するまでの3年11月の国民年金保険料が未納となっており、保険料を納付しないと年金が減額になる。」との説明を受けたため、保険料を納付することに決めた。その後も会社を退職した際には、短期間であっても国民年金保険料を納付しており未納期間は無いはずである。

未納と記録されていることに納得できないので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を平成4年6月から9月ごろに納付したと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の被保険者番号であり、当該基礎年金番号で国民年金保険料が納付されていることが確認できる場所、基礎年金番号で国民年金保険料が納付できるのは9年1月1日以降である。このため、申立人が主張する平成4年ごろに保険料を納付するには、別途国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要となるが、申立人に対し、同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立期間に係る国民年金被保険者の資格取得日（平成3年11月20日）及び資格喪失日（平成3年12月2日）は、平成14年2月12日に追加されていることが確認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは同年2月前後と推測されることに加え、この時点において、申立期間は、時効により保険料が納付できない期間に該当する。

さらに、申立人は、「オレンジ色の年金手帳を一冊所持しているが、その年金手帳には、厚生年金保険の記号番号しか記載されていない。また、A市町村役場で加入手続をしたことや別の手帳が交付されたことは覚えていない。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月から同年10月1日まで

私は、中学校を卒業した昭和23年3月に、A社B部が所有する「C」に同船の船長であったD氏と一緒にE港で乗船し、24年12月29日まで継続して同船で勤務していたので、申立期間について船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において「C」に乗船していたことが確認できる同僚の供述から、申立人が申立期間に同船で船員として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人の船員保険被保険者台帳（旧台帳）に記載されているA社B部における最初の船員保険被保険者資格取得日は、オンライン記録と同日の昭和23年10月1日であることが確認できる。

また、A社B部に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人以外に7人が、申立人と同時に被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人は、「私が乗船した際、新規乗船者は私一人だけであった。」、また、「私より後に乗船してきた者も一人だった。」と供述しており、これらのことから判断すると、同事業所は当時、一定期間に採用した者を一時期にまとめて船員保険に加入させていたことがうかがえる。

さらに、申立期間におけるA社B部の事業主及び「C」の船長は死亡しているため、申立人の申立期間における保険料控除について供述が得られないほか、申立人のことを記憶している当時の同僚からも、申立人が申立期間において船員保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。